

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
1	当座勘定規定書	<p>第7条（手形、小切手の支払等） (中略) (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A. 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることができます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払い） (中略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	払戻請求書による支払の取扱いを追加したため。
2	当座勘定規定書	<p>第8条（手形、小切手用紙等） (中略) (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙） (中略) (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	実費を請求する記述となっていたが、本業態に適わないため本号を削除した。
3	当座勘定規定書	<p>第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (以下略)</p>	<p>第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (以下略)</p>	払戻請求書による支払の取扱いを追加したため。
4	当座勘定規定書	<p>第13条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	払戻請求書による支払の取扱いを追加したため。
5	当座勘定規定書	<p>第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (以下略)</p>	<p>第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (以下略)</p>	払戻請求書による支払の取扱いを追加したため。